

第1089号

AFN-1089

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H27. 10 / 5 (月)

『消費税2%相当限度に還付 日本版軽減税率案—財務省』

財務省は先般、食品表示基準の適用を受ける「酒類を除く飲食料品」及び外食サービスを対象の基本とする軽減税率制度の方向性をまとめた。各個人は店頭で10%の消費税を支払うが、個人番号カードを提示し、機械で公的個人認証用の符号が読み取られることで還付ポイントを取得。政府内に設置する「還付ポイント蓄積センター(仮)」に購入情報が送付され、各個人は振込口座を登録し還付を申請する。低所得者世帯が対象品目に払う年間の消費税2%相当額を参考に、還付限度額を設定する。

店頭で既に食料品などに軽減税率を適用しているEU諸国では、事業者がインボイスを含む区分経理の仕組みを導入することが不可欠。高所得者にも負担軽減の効果が及び、失われる財源が大きくなる。

日本版では経理事務を大幅に変える必要がないほか限度額の設定により有効な低所得者対策と言え、財源の流出にも歯止めがかかる。一方で蓄積センターの運営、読み取り機の設置など行政や小売業者に生じる負担、外出の際のカード携行に係る消費者の煩わしさや危険性も否定できない。

財務省は引き続き検討し、来年度与党税制改正大綱で決める予定。個人情報保護や情報セキュリティ対策に万全を期すとともに、利用者の利便性に最大限配慮する。

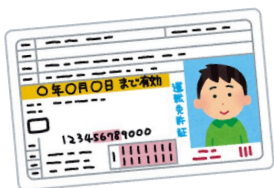


『外国人労働者の雇用にあたっての注意点』

外国人労働者が増えている。厚生労働省が公表している直近の資料によると、その数は787,627人で、前年同期比70,123人増となり、過去最高を記録した。

外国人労働者を雇用している事業所は137,053ヶ所で、前年同期比10,324ヶ所増加となった。規模別に見ると、30人未満の事業所が最も多く、事業所全体の54.6%、外国人労働者の33.9%を占めている。

外国人雇用にあたり、注意したいのが法的な要件だ。当然のことながら、許可のない者が労働することはできないため、雇用にあたり、その者の在留資格の確認が必要だ。また、外国人労働者も労働保険、社会保険については要件を満たす以上、資格取得手続が必要となる。加えて、公共職業安定所に「外国人雇用状況の届出」を行う必要があることも確認しておきたい。これを怠ると、30万円以下の罰金となる。なお、特別永住者については就労の制限はなく、外国人雇用状況の届出の対象外とされていることも併せて理解しておきたいところだ。また、外国人労働者雇用にあたっては、「通常の注意力をもって外国人であると判断できない場合にまで確認を求めるものではない。」とされている。人権侵害のそしりを受けないように注意したい。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com